



### 議会で決まったこと

第3回定例会で議決された案件は次のとおりです。議決の状況ごとに区分してお知らせします。

件名	議決結果
<b>全員賛成</b>	
平成16年度一般会計補正予算専決処分報告	承認
損害賠償の額を定める件	可決
教育委員会委員の任命	同意
公平委員会委員の選任	同意
市民ギャラリー条例の廃止	可決
消費者保護法制等の整備を求める意見書	可決
道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書	可決
犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書	可決
教育予算拡充と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	可決
被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	可決
BSE全頭検査の継続を求める意見書	可決
核兵器廃絶のため、日本政府に被爆国としての積極的な行動を求める決議	可決
監査委員の選任	同意
<b>賛成多数</b>	
市税条例の一部改正	可決
教育委員会委員の任命	同意
教育基本法の改正を求める意見書	可決
安威川ダム建設の推進に関する要望決議	可決
<b>選挙</b>	
議長・副議長選挙	決定
安威川、淀川右岸流域下水道・淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙	決定

## 市政の内容を問う



11月8日・9日の本会議で11人の議員が次の項目の一般質問を行いました。

### 総務関係

- 市職員の削減
- 男女共同参画社会の構築
- 新幹線鳥飼基地を活かした街づくり
- 市民プール跡地の利用計画
- 財政再建計画
- 地元中小業者の仕事を増やす施策
- 市民プールの再開
- コミュニティバス実現
- 市政運営方針（市職員への徹底、行政の継続性）
- 指定避難所
- 毎年行われる平和行進の対応
- 市長の企業・団体献金についての考え方
- 公正な選挙の確保と投票率向上
- 市町村合併問題
- 住民サービス番付大阪府下最低と自治体のあり方
- 市の事務の民間委託
- 安全・安心のまちづくり

- 市内の路線バス等の運行見直し
- 交通バリアフリー基本構想の策定
- 都市基盤整備
- 公共下水道整備
- 大正川橋東詰の交差点改良
- 防領橋東交差点の安全対策
- 新たな都市核の創造

### 文教関係

- 人間基礎教育と教育改革
- 総合型地域スポーツクラブ
- 小中学校の敷地内を禁煙
- 小中学校の全教室に冷房設備の設置
- 摂津市の文化事業
- 小学校の安全対策
- 専決処分報告のあり方（平成16年報告第1号）
- 子どもから高齢者まで、くらし安心の市政
- 学校統廃合計画

### 民生関係

- 健康せつつ21と健康増進の街づくり
- 介護予防の街づくり
- （仮称）文化芸術振興基本条例の制定
- 市の治安回復
- 乳幼児の虐待防止
- 安心して利用できる介護保険への見直し

## 主な議案の内容・審議経過

第3回定例会で審議された主な議案の内容及び取り扱いは次のとおりです。

**平成15年度8会計決算閉会中の継続審査に**

第3回定例会に平成15年度一般会計をはじめとする8会計決算が提出されました。

議会は10月25日の本会議において、各会計決算の説明を受けた後、総務、建設、文教、民生の各常任委員会、議会運営委員会と駅前等再開特別委員会に審査を付託し、いずれも閉会中に審査を行うことに決定しました。

**特別職の退職手当条例の一部改正は閉会中の継続審査に**

今回の改正内容は、本市の年々厳しくなる財政状況を鑑み、市長をはじめ特別職が財政再建に対する姿勢をより明らかにするため、

**教育委員の任命に同意**

議会は11月8日の本会議において、教育委員会委員の奥野勤氏並びに中尾慈子氏の任期満了に伴い、溝口重雄氏の任命と中尾慈子氏の再任に同意しました。また、公平委員会委員の宮部操氏の任期満了に伴い、村田守氏を選任する

**議員1名が欠員に**

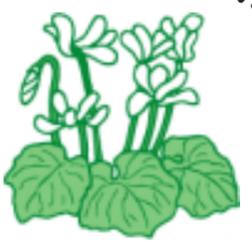
10月15日付で、新生クラブ所属の阿部寛久議員が府会議員に立候補したことにより退職となり、議員数は1名欠員の23名になりました。また、同クラブの所属議員は3名となりました。

議会の会派幹事長に一部変更がありました。各会派の幹事長は次のとおりです。

公明党	中野賢	治正吾
市民ネットワーク	森西	野信一
自由民主党	渡辺	慎善靖
新生クラブ	山本	田繁
日本共産党	山原	柴
民主市民連合	田	
民主党	柴	

### 建設関係

- 南千里丘開発
- 千里丘駅及びフォルテ摂津周辺の駐輪対策
- 府道大阪高槻線・一津屋東交差点の安全確保



摂津市議会では、次の事項を申し合わせています。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

年始及び年中見舞い等の時候の挨拶状は出さない。

葬祭に際しては、香典、供花、供物、弔電等をしない。

結婚、入学等慶事に際して、お祝い、祝電、寄付、寸志、広告等をしない。会費の額が明記されていなければ、この限りでない。

中元及び歳暮等の贈答並びに手帳、カレンダー類の配布は行わない。

新聞等の名刺広告及び協賛広告は行わない。

後援会名義で、前記の行為を行わない。